

# 福島市訪問介護事業所連絡会会則

## 第1条（名称）

本会は、「福島市訪問介護事業所連絡会」（以下「本会」という）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、福島市内の訪問介護事業所が、相互に情報共有・意見交換を行い、制度や運用の理解を深め、在宅介護を支える地域連携の基盤として機能することを目的とする。

## 第3条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 訪問介護に関する制度・基準等の情報共有
2. 事業所間の連携と相互理解の促進
3. 行政や他職種との意見交換・連携機会の提供
4. 人材の育成・確保と魅力発信
5. 研修・学習会の開催（必要に応じて）
6. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4条（構成）

1. 本会は、福島市内で訪問介護サービスを実施している事業所をもって構成する。
2. 本会への参加は任意とし、随時加入または退会することができる。ただし、加入するときは、加入届（様式第1号）を、退会するときは退会届（様式第2号）を事務局へ提出するものとする。

## 第5条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
  - （1）代表 1名
  - （2）副代表 若干名
  - （3）幹事 若干名
2. 役員は会員の中から選出する。
3. 代表は、本会を代表し、会務を総括する。副代表は会長を補佐し会務を運営する。  
幹事は会長・副会長を補佐し、会務を運営する。
4. 役員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。

## 第6条（会議）

1. 本会は、原則として年1回以上の全体会（または情報交換会）を開催する。
2. 必要に応じて臨時会議やテーマ別の意見交換・研修等を開催できる。

3. 会議は対面、オンライン及びオンデマンド配信による開催を柔軟に行う。

#### **第7条（運営）**

1. 本会の運営は、参加事業所に過度な負担とならないよう配慮し、簡素かつ実効性のある体制とする。
2. 情報共有等は主にメール、FAX、または MCS 等で行う。

#### **第8条（会費）**

本会は、当面の間、年会費を徴収しない。ただし、活動に要する実費については必要に応じて相談の上、対応を協議する。

#### **第9条（事務局）**

本会の事務局は、福島市介護保険課および福島市在宅医療・介護連携支援センターが担う。なお、事務局は、会議の運営支援、情報発信、行政との調整等の実務を担う。

#### **第10条（会則の改正）**

本会則は、参加事業所の合意に基づいて随時見直すことができる。

令和8年5月26日施行